

習志野市多様な集団活動利用支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に係る利用料に関する支援を行うこと（以下「本事業」という。）により、保護者の経済的負担の軽減を図るため、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の保護者をいう。
- (2) 対象施設等 市長が、次に掲げる事項のいずれにも該当する施設として決定した施設をいう。
 - ア 満3歳以上の小学校就学前の幼児（以下「満3歳以上利用幼児」という。）であって、在園するもの全てを対象として提供している標準的な開所時間が、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) おおむね1日4時間以上8時間未満であること。
 - (イ) 週5日以上であること。
 - (ウ) 年間39週以上であること。
 - イ 別表に定める基準を満たすこと。
 - ウ 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 法第7条第10項第4号ハに規定する政令で定める施設
 - (イ) 法第27条第1項の特定教育・保育施設
 - (ウ) 法第29条第1項の特定地域型保育事業者
 - (エ) 法第30条の11第1項の特定子ども・子育て支援施設等のうち、満3歳以上利用幼児の総数のうち、法第30条の2の子育てのための施設等利用給付を受給している者（ただし書において「受給者」という。）の数が、満3歳以上利用幼児の総数の半数を超えるもの。ただし、受給者のうち、当該施設等の利用開始日に法第30条第1項に規定する保育認定子ども又は法第30条の8に規定する施設等利用給付認定子どもに該当する幼児の数の合計が、満3歳以上利用幼児の総数の半数を超えないものを除く。
- (3) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する料金であって、入園料、施設整備費、延長保育若しくは預かり保育の利用料又は実費徴収費（食材費、通園費等対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）の類ではないものをいう。
- (4) 対象幼児 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている満3歳以上利用幼児のうち、対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 法第11条の子どものための教育・保育給付を受けている者
 - イ 法第30条の2の子育てのための施設等利用給付を受けている者
 - ウ 法第59条の2第1項に規定する企業主導型保育事業を利用している者

(対象施設等基準適合審査の申請)

第3条 対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、習志野市多様な集団活動利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは習志野市多様な集団活動利用支援事業対象施設等決定通知書(別記第2号様式)により、申請を却下するときは習志野市多様な集団活動利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(別記第3号様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項に定める場合のほか、対象施設等として決定を受けた施設等が、第2条に規定する要件を満たさなくなった場合は、該当することになった年度から翌2年度間の経過措置期間を置き、なお、要件を満たさない状態であると認めるときは、対象施設等の決定を取り消すものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、習志野市外に所在する対象施設等が、当該施設が所在する市町村から対象施設等の決定を取り消された場合、事業者が対象施設等の決定を辞退した場合等は、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(支給対象)

第6条 市長は、対象幼児の保護者に対し、当該保護者が対象施設等に支払う利用料の一部に相当する額を支給する。

(給付金の額)

第7条 前条の規定により保護者に支給する給付金(以下「給付金」という。)の1月当たりの額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と次条に規定する給付基準額のいずれか少ない額とする。

- 2 給付金の額は、前項の規定により算出した1月当たりの額に、当該対象幼児が当該対象施設等を利用した月数を乗じて得た額とする。

(給付基準額)

第8条 給付基準額給付金の額は、対象幼児1人当たり、2万円(対象幼児が利用している対象施設等が、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は、切り捨てる。)が2万円を下回る対象施設等である場合は、当該平均月額利用料の額)とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、習志野市多様な集団活動利用支援事業支給申請書(別記第4号様式)に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに、対象施設等を経由して市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。ただし、給付金を支給することを決定したときは給付金の交付をもって通知に代えるものとし、支給しないことを決定したときは習志野市多様な集団活動利用支援事業支給申請却下通知書（別記第5号様式）によるものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座に、市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、対象幼児の保護者が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。対象施設等が偽りその他不正な手段を用いた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、習志野市多様な集団活動利用支援事業支給決定取消通知書（別記第6号様式）により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定により給付金の返還を命ぜられた保護者が、これを市長が定める期限までに納付しなかったときは、習志野市税条例（昭和33年条例第3号）第19条の定めるところにより計算した金額に相当する遅延損害金を加算して市に納付しなければならない。

(在籍名簿の提出)

第14条 対象施設等は、毎年度5月末日までに、当該年度の同月1日時点の在籍名簿（別記第1号様式付表）を市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、毎月末日までに、同月1日時点の在籍名簿（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 前項に規定する備えるべき帳簿及び関係書類については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(給付金に関する報告等)

第16条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(指導・監査)

第17条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点か

ら、少なくともおおむね1年に1回は、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うものとする。

2 市長は、対象施設等が習志野市外に所在する場合は、対象施設等が所在する自治体を実施した指導又は監査の内容を共有することにより、前項に定める指導又は監査に代えることができる。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第2条）対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の施設等につき2人を下回ってはならない。</p>
2 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する免許状をいう。）を有する者、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等にあつては、都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を含む。）であること。</p>
3 設備	<p>（1）集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）の面積は、幼児1人当たりおおむね1.65平方メートル以上であること。</p> <p>（2）集団活動室のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合は、必要な保存機能を有する設備）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>（3）必要な遊具、用具等を備えること。</p>
4 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>（1）消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>（2）非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>（3）集団活動室を2階に設ける建物は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）又は同条第9号の3の準耐火建築物（以下「準耐火建築物」という。）とし、3階以上に設ける場合は耐火建築物とすること。</p> <p>〔建物がない場合〕</p> <p>保育等の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保等必要な対策をとること。</p>
5 集団活動の内容	<p>（1）幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>（2）各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（給食を実施している場合に限る。）	<p>児童の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
7 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>

9 職員及び幼児の帳簿の整備	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について正確な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。